

## 「教育研究組織（実施体制）」に係る自己点検・評価書

### I 基準に係る本学の特徴及び目的

#### 1 特徴

上越教育大学は、学校教育に関する理論的かつ実践的な教育研究を推進するために、昭和53年10月に開学した、いわゆる「新構想の教育大学」である。教員には教科に関する専門的な学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術等専門職としての高度な資質能力が必要不可欠である。本学は、これらの要請に積極的に応えるため、教育の最も基本を形成する初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

学部の教育は、このような新構想の理念に基づき、特に1年次から4年次までの系統的で体系的な教育実習や専門セミナー等に代表される少人数教育システムの導入をはじめ、教育実践力の育成強化のための様々な教育活動を展開しており、本学独自の内容と方法を誇っている。創設後30年ほどの歴史しかないものの、本学学部教育の成果は、各都道府県教育委員会等からも高く評価されており、近年における本学の教員採用率は常に全国上位を維持している。

また、大学院（修士課程）も、上記の本学設置の趣旨に基づき、主として初等中等教育の実践に関わる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における教育研究の推進者を養成すること（高度な「専門職業人」の育成）を目的として、「初等中等教育諸学校で3年以上の教職経験を有する者に入学定員枠の3分の2程度」を充て、現職教員の再教育に努めている。この点も、本学の大きな特徴の一つとして指摘できよう。

平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が教員養成系としては初めて設置された。この大学院（博士課程）は、各構成大学大学院（修士課程）の実績を踏まえつつ、学校教育における教育活動と教科の教育に関する実践的研究を行い、この分野における研究者と指導者を養成することを目的としている。

さらに、平成20年4月には教職大学院制度発足に併せ、大学院に専門職学位課程（教職大学院）を設置した。専門職学位課程は、教職に関する精深な学識を身につけ、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成することを目的としている。

本学ではこれまで、修士課程修了者5,399名（うち現職教員は3,227名）、学部卒業生4,761名を送り出しており、それぞれ教育の最前線で全国的に活躍している。

教育を取り巻く環境は時代とともに変わっても、教員に求められるもの、期待されるものは常に大きな社会的関心事であり、本学ではそれらの期待に応えるべく多くの改革を行ってきた。主なものとして、平成9年における学部での幅のある教養教育科目の整備や、平成12年における専攻別入学定員の改訂、教育組織やカリキュラムの大幅な見直しなどの学部・大学院での改革が挙げられる。最近では、平成17年における社会ニーズを踏まえた長期履修学生制度に基づく教育職員免許取得プログラムの導入や、野外観察に秀でた理科を担当する教師を養成する「理科野外観察指導者養成部門」及び小学校教育現場で英語を指導できる実践的な教師を養成する「小学校英語教育部門」を開設し、平成20年には専門職学位課程の設置に伴い、既存修士課程の専攻・コースの再編、専攻別入学定員の改定と各センター等の再編を行った。

また、教育研究組織についても、人材を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うとともに、学生に提供する教育サービスの充実を可能とする新たな教育研究体制を編成

するため、平成20年4月から、これまでの教育研究組織である「部」及び「講座」を廃止し、教員組織として、研究領域に基づいて5つの「学系」を置き、大学の管理運営の基本単位とした。また、教育組織として「専攻・コース」を置き、当該専攻及びこれと対応する専修・コースの授業科目を担当する教員が学系から出向く体制に移行した。

## 2 目的

### (1) 本学の目的

本学は、学校教育法に基づき、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

その目的を達成すべく、教育の最も基本を形成する初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備え、学部においては、教育実践力の育成を大きな柱として掲げ、カリキュラムの中に教育実習の体系化を図ってきた。また、大学院（修士課程）においては、初等中等教育の場における教育研究の推進者を養成することを目的として、特に現職教員の再教育に努めてきた。

平成20年4月に専門職学位課程（教職大学院）を設置し、既存の修士課程において、教育の臨床研究をさらに充実させ、学校教育の現場に根ざした実践的研究を通して「構想力」を育成することを主な目的とする教員養成を行い、新たに設置した専門職学位課程においては、現在の社会的ニーズに対応し、これまでに蓄積されてきた教育の臨床研究、理論的な考察を学校教育の現場の中で活かしながら教育実践を展開、高度化することを通して「即応力」を育成することを主な目的とする教員養成を行うこととした。

### (2) 学校教育学部（初等教育教員養成課程）の目的

学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。そのため、教職への関心と意欲を持ち、協調性や人間性に優れ、積極的に学習を進めていくことのできる、個人的魅力のある学生を全国から広く募り、教育者としての使命感と教育愛に支えられた人間的な視野と更に深い学識と優れた技能に支えられた総合的な視野の2つの視野を兼ね備えた教育のスペシャリストを養成することとしている。

### (3) 大学院学校教育研究科の目的

学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。そのため、大学院に修士課程と専門職学位課程を置いている。

- ① 修士課程には、臨床的視点から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育に関する理論と応用を教授研究する学校教育専攻と、教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究する教科・領域教育専攻を置き、それぞれの目的に沿った教育者を養成することとしている。
- ② 専門職学位課程には、教育実践高度化専攻を置き、多種多様な実践例に学びながら、自らも教育実践を行うことを通して、刻々と変わる教育現場の状況を即時的・総合的に判断しながら、適切な学校運営の実現に向けた協働関係を構築し、実践できる教員を養成することとしている。

## II 自己点検・評価

1 基準2-1：本学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，本学の目的に照らして適切なものであること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

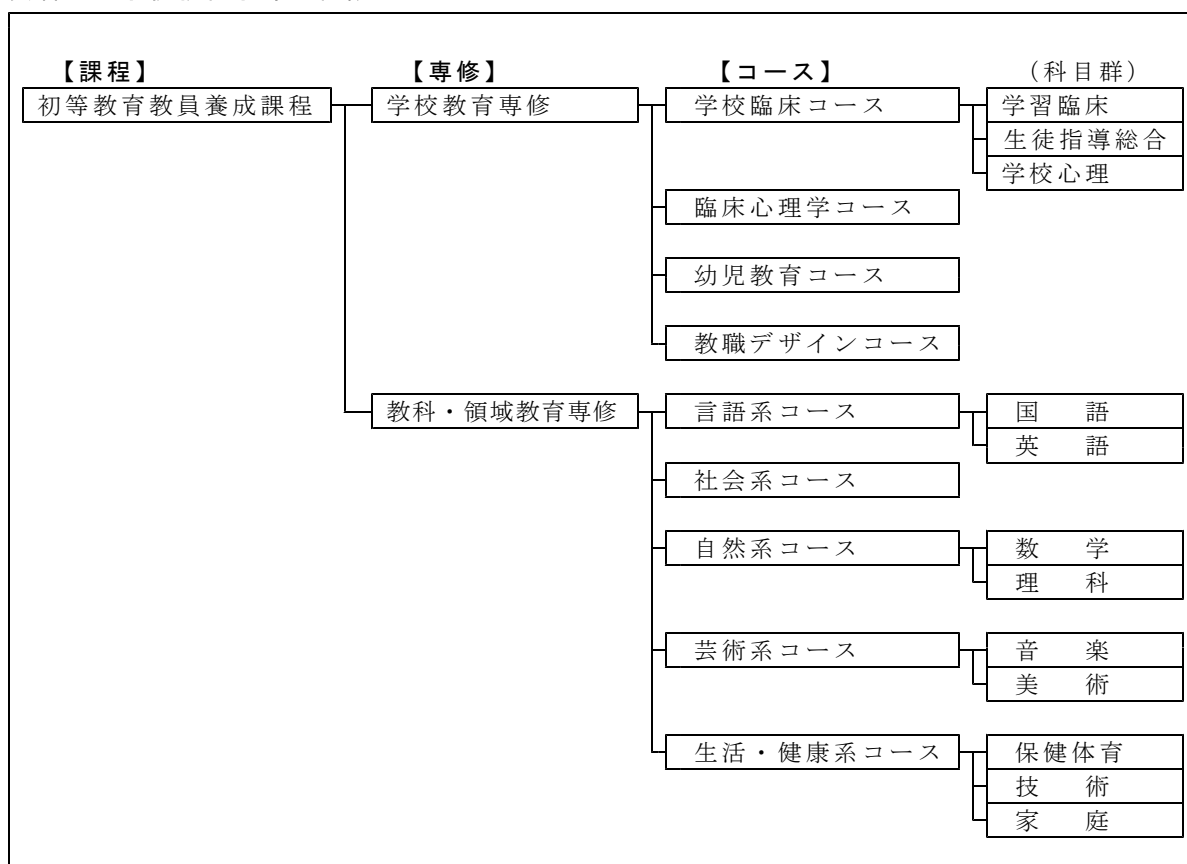
観点2-1-①：学部及びその学科の構成が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### （観点・指標に係る状況）

本学学校教育学部は，学校教育に関する専門の学芸を教授研究し，広く豊かな知識を授けるとともに，教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。このため，教職への関心と意欲を持ち，協調性や人間性に優れ，積極的に学習を進めていくことのできる，個人的魅力のある学生を全国から広く募り，教育者としての使命感と教育愛に支えられた人間的な視野と更に深い学識と優れた技能に支えられた総合的な視野の2つの視野を兼ね備えた教育のスペシャリストを養成することとしている（別添資料2-1-①-1「学部アドミッションポリシー」参照）。

学校教育学部には，小学校教員及び幼稚園教員を養成する「初等教育教員養成課程」を置き，2つの「専修」により組織されている。また，専修は9つの「コース」により組織され，コースによっては履修規定上「科目群」を置き，初等教育全般にわたり総合的な理解を深め，初等教育教員としての資質を養い，必要な能力を修得させるとともに，特定の分野についての専門性を深めることができる構成としている。【資料1：「学校教育学部の組織」参照】

#### 資料1：学校教育学部の組織



平成20年度には，専門職学位課程（教職大学院）の設置に合わせ，学校教育専修の学習臨床コース及び発

達臨床コースを見直し、「学校臨床コース」に統合。幼児教育専修を廃し、学校教育専修に「幼児教育コース」を設置するとともに、学部から大学院の専門職学位課程（教職大学院）につながるコースとして、平成20年度に学校教育専修に「教職デザインコース」を新設した。

また、柔軟な教育研究組織の編成を目的として、これまでの教育研究組織であった「部」及び「講座」を廃止し、平成20年4月から教員組織として、研究領域に基づいて5つの「学系」を置き、大学の管理運営の基本単位とした。そして、教育組織として「専攻・コース」を置き、これに対応する専修・コースの授業科目を担当する教員が学系から出向く体制に移行した（別添資料2-1-①-2「上越教育大学教育研究組織規則」参照）。このことにより、本学の人材を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うとともに、学生に提供する教育サービスの充実を可能とし、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする体制としている。

#### （分析結果とその根拠理由）

本学学校教育学部における初等教育教員養成課程の編成（専修・コースの構成）は、初等教育全般にわたり総合的な理解を深め、初等教育教員としての資質を養い、必要な能力を修得させるとともに、特定の分野についての専門性を深めることができる構成になっている。

以上のことから、本学学校教育学部の編成（専修・コースの構成）は、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

#### 観点2-1-②：教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

##### （観点・指標に係る状況）

学則「総則」第1条「法人の目的」に「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を育成する」とある。この目的をふまえ、本学では、中期目標において「教養教育については「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本」（別添資料2-1-②-1「中期目標の達成状況報告書」平成20年6月 2頁 参照）として、課題に取り組んできた。

「中期目標の達成状況報告書」（前掲3頁）によると、教養教育に該当する科目について、教養教育と専門教育との連携に関するアンケート調査を行った結果、授業科目の91.5%で有機的連携を図っていることが明らかになった。また、連携をしていないと答えた授業科目においても、専門教育の基礎科目として位置づけるなど、実質的には連携を視野にいれた授業科目となっており、教養教育と専門教育の適切な連携が図られていることが確認される。（別添資料2-1-②-2「教養教育と専門教育の有機的連携に関するアンケート」参照）

#### 資料2：教養教育と専門教育との連携に関する調査結果（平成17年度）

区 分	科目数	回答数	連携あり	連携なし
人間教育学関連科目	121	57	50	7
相互コミュニケーション科目	15	11	11	0
ブリッジ科目	18	14	14	0
合 計	154	82	75	7

教養教育の体制整備に関しては、次の点が注目される。中期目標「主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。」の課題を達成するために、

本学では、4年間の学習活動において学生が身につけた知識と技能を有機的に統合するとともに、教員としてふさわしい資質・能力が育成されているかを確認するため、学部授業科目「教職実践演習」（2単位、4年次配当）を平成19年度から選択科目として開設した（別添資料2-1-②-3「授業科目「教職実践演習」シラバスの授業概要及び目標」参照）。また、この授業科目の開設と並行して、卒業までに身に付けさせる到達目標や確認指標を平成20年度に「上教大スタンダード」として作成した。学部1年次の授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」を入口とし、4年次の「教職実践演習」を出口とする「上教大スタンダード」に基づく体系的な教育課程のなかで、教養教育が位置づけられることとなった。（別添資料2-1-②-4「上越教育大学スタンダード」参照）

なお、本学では教養教育を専門教育と対置せず、教養教育と専門教育との系統的・有機的連携を図っていることから、教養教育のみを対象とした実施組織を設置するのではなく、教務委員会が、教養教育のみならず専門教育を含む教育課程の編成と運営の全般を統括してきたが（別添資料2-1-②-5「上越教育大学教務委員会規程」参照）、平成18年度から長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上がはかれることとなった。（教員養成カリキュラム委員会では、教育課程の体系的・計画的な編成や、教育課程の質的水準の向上等に関する事項が審議されている。別添資料2-1-②-6「上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程」、別添資料2-1-②-7「教員養成カリキュラム委員会の所掌事項」参照）。

教育課程の編成については、現在、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が定めた編成基準に基づき、全教員が協力体制のもとで行うものとなっている。教務委員会では、毎年、「教育課程の編成方針」及び「教育課程の編成基準」に基づき、「教育課程の編成に関する取扱い」を作成し、そのなかで教養教育についての全学的な意思統一を図っている（別添資料2-1-②-8「教育課程の編成方針」、別添資料2-1-②-9「教育課程の編成基準」、別添資料2-1-②-10「平成21年度教育課程の編成に関する取扱い」、別添資料2-1-②-11「平成22年度教育課程の編成に関する取扱い」参照）。

なお、平成18年度の「教育課程の編成方針」においては、教養教育について「幅広く深い教養」、「総合的な判断力」、「豊かな人間性」の目的を重視し、その目的に即して専門教育と連携させて授業科目を編成する」と述べられている。また同年度には学際的な分野の開設授業科目に関する「教育課程の責任体制」が明確にされ、教養教育に関する科目は、教務委員会規定に基づき各運営部会が責任をもって授業担当教員の配置及び授業運営等を行うこととなった（別添資料2-1-②-12「平成18年度教務委員会に係る開設授業科目の責任体制」参照）。さらに平成20年度からは、各運営部会を「教務委員会の専門部会」と位置づけ、その責任体制の強化および授業内容の水準の維持・向上が図られた。（別添資料2-1-②-9「教育課程の編成基準」）

#### **（分析結果とその根拠理由）**

- ① 教養教育と専門教育との系統的・有機的連携が図られている。
- ② 「上教大スタンダード」に基づく体系的な教育課程のなかで教養教育が位置づけられる体制が整った。  
（別添資料2-1-②-4「上越教育大学スタンダード」参照）
- ③ 長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上が図られるようになった。
- ④ 教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会と個々の授業科目の運営に責任を持つ専門部会との関係が明確にされた。

以上4点が、分析のまとめとして挙げられる。背景としては（1）教養教育に関わる関係教員の努力、（2）毎年見直される「教育課程の編成方針」「教育課程の編成基準」、（3）「上教大スタンダード」の作成、（4）

教員養成カリキュラム委員会の設置，が挙げられる。

**観点 2-1-③：研究科及びその専攻の構成が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

**（観点・指標に係る状況）**

本学大学院学校教育研究科は，学校教育に関する理論と応用を教授研究し，広い視野に立つ精深な学識を授け，教育にたずさわる者の使命と熱意に応え，その研究研鑽を推進するとともに，初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践の指導力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。このため，大学院に修士課程と専門職学位課程を置いている。（別添資料 2-1-③-1 「大学院アドミッションポリシー」参照）

① 修士課程には，臨床的視点から幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育に関する理論と応用を教授研究する学校教育専攻と，教科・領域教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究する教科・領域教育専攻を置き，それぞれの目的に沿った教育者を養成することとしている。

② 専門職学位課程には，教育実践高度化専攻を置き，教職に関わる精深な学識を授けるとともに，理論と実践の架橋・往還・融合を通して，教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し，対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することとしている。

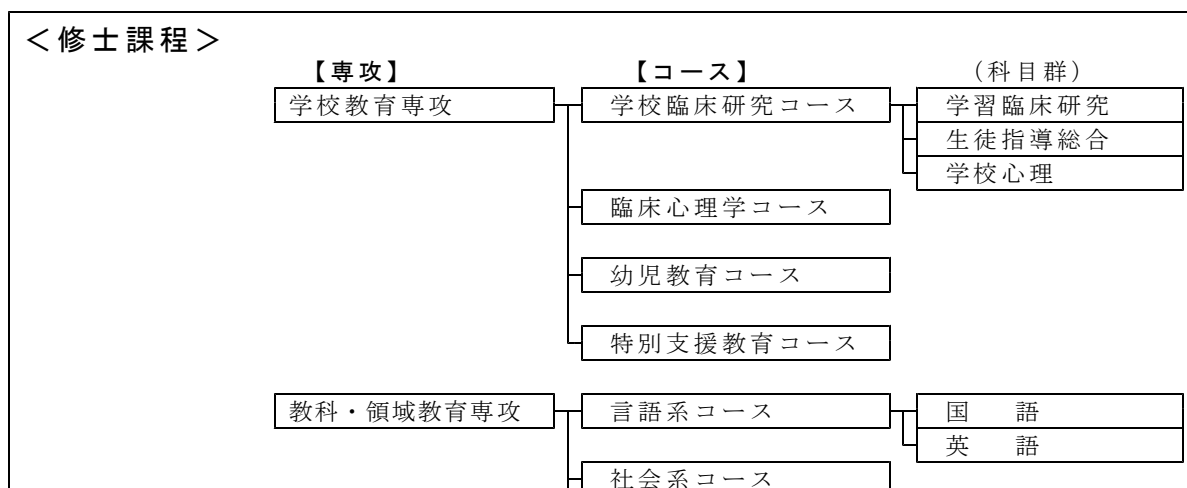
修士課程は，「学校教育専攻」と「教科・領域教育専攻」の2つの「専攻」により組織されている。

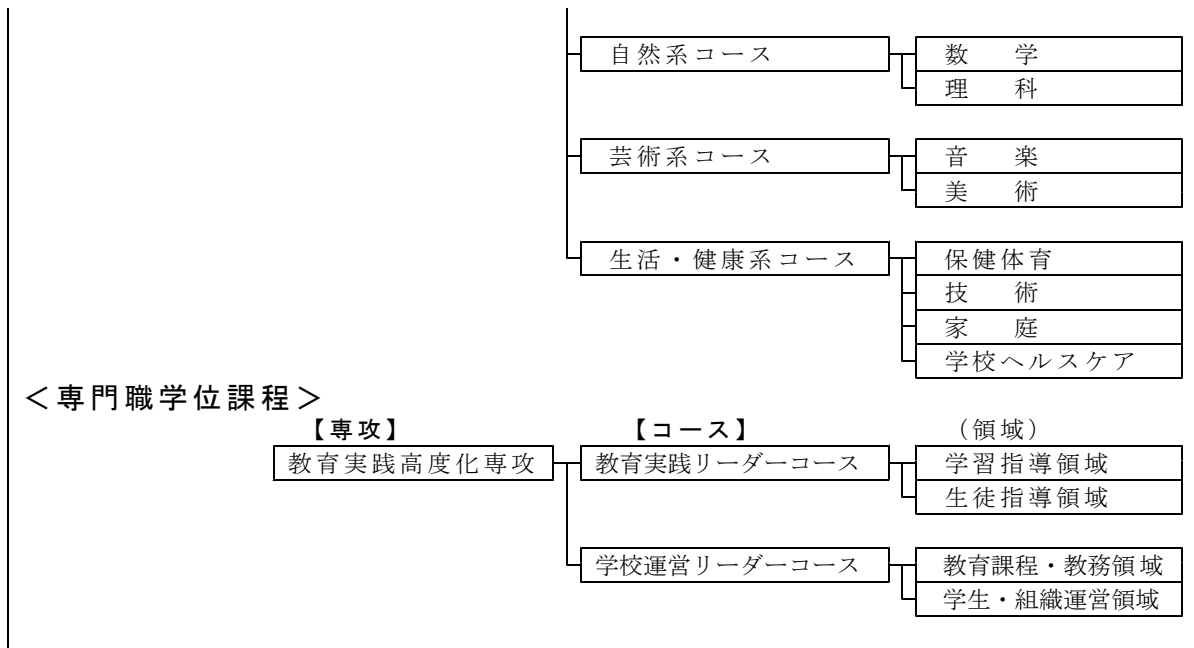
「学校教育専攻」は4つの「コース」により組織され，コースによっては履修規定上「科目群」を置き，臨床的視点から初等中等教育学校等における教育に関する理論を学び，自らも実践的な研究を行うことを通して，初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進する能力を高めることができる構成としている。

「教科・領域教育専攻」は5つの「コース」により組織され，コースによっては履修規定上「科目群」を置き，教科の専門的な視点から学校教育に関する理論を学び，自らも実践的な研究を行うことを通して，初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進する能力を高めることができる構成としている。

専門職学位課程には，「教育実践高度化専攻」を置き，2つの「コース」により組織され，コースはそれぞれ育成する能力などに応じた「領域」を用意し，教職に関わる精深な学識を授けるとともに，理論と実践の架橋・往還・融合を通して，子どもの総体としてのカリキュラムを教室や学校で自らデザインできたり，多様な内容の校務を自ら企画・運営していくことのできる構成としている。

**資料 3：大学院学校教育研究科の組織**





「教育実践高度化専攻」は、教職大学院制度発足に併せ、これまでに蓄積されてきた教育の臨床研究、理論的な考察を学校教育の現場の中で活かしながら教育実践を展開、高度化することを通して「即応力」を育成するため、平成20年度に設置したものである。これに伴い「修士課程」では、学校教育専攻の学習臨床コース及び発達臨床コースを見直し、「学校臨床研究コース」に統合。幼児教育専攻と特別支援教育専攻を廃し、学校教育専攻に「幼児教育コース」と「特別支援教育コース」を設置した。

また、柔軟な教育研究組織の編成を目的として、これまでの教育研究組織であった「部」及び「講座」を廃止し、平成20年4月から教員組織として、研究領域に基づいて5つの「学系」を置き、大学の管理運営の基本単位とした。そして、教育組織として「専攻・コース」を置き、当該専攻・コースの授業科目を担当する教員が学系から出向く体制に移行した(別添資料2-1-①-2「上越教育大学教育研究組織規則」参照)。このことにより、本学の人材を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うとともに、学生に提供する教育サービスの充実を可能とし、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする体制に見直しを図っている。

**(分析結果とその根拠理由)**

本学大学院学校教育研究科における修士課程の編成(専攻・コースの構成)は、専門領域での高度な研究能力と同時に生徒指導力と教科指導力を総合した実践的指導力を育成し、自らも実践的な研究を行うことを通して、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進する能力を高めることができる構成となっている。

また、専門職学位課程の編成(専攻・コースの構成)は、学校現場の教育課題を解決する過程自体をカリキュラムとしていることにより、臨床研究と豊かな実践事例等の有効活用により臨床力と、これからの若手教師・中堅教師に必要な真の協働力を育成し、刻々と変わる教育現場の状況を即時に判断し、適切に対応しながら教育実践を展開する即応力をつけることができる構成となっている。

以上のことから、本学大学院学校教育研究科の編成(専攻・コースの構成)は、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

**観点2-1-④：全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

### （観点・指標に係る状況）

本学では、学校教育実践研究センター、保健管理センター、情報メディア教育支援センター、心理教育相談室及び特別支援教育実践研究センターの5つのセンター等（以下「各センター」という。）を設置している。【資料4：「学則（抄）」参照】

### 資料4：学則（抄）

#### 国立大学法人上越教育大学学則（抄）

（法人の目的）

**第1条** 国立大学法人上越教育大学（以下「法人」という。）は、上越教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 法人は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

3 法人は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（学校教育実践研究センター）

**第8条** 本学に、学校教育実践研究センターを置く。

2 学校教育実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

（保健管理センター）

**第9条** 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

（情報メディア教育支援センター）

**第10条** 本学に、情報メディア教育支援センターを置く。

2 情報メディア教育支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

（心理教育相談室）

**第11条** 本学に、心理教育相談室を置く。

2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。

**第12条** 削除

（特別支援教育実践研究センター）

**第13条** 本学に、特別支援教育実践研究センターを置く。

2 特別支援教育実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

各センターは、それぞれ固有の目的（役割）を持つが、その内容によって、心身の健康の保持等に係るサポートや情報処理基盤の整備等による間接的な教育研究の支援を目的としているものと、直接的に教育研究活動を推進することを目的としているものに分けられる。【資料5：「各センター規則（抄）：目的に関する部分」参照】

### 資料5：各センター規則（抄）：目的に関する部分



### 上越教育大学学校教育実践研究センター規則（抄）

（目的）

**第2条** 学校実践センターは、学校及び地域社会と連携しながら、学校教育の実践に関する諸課題を把握し、大学教員、現職教員、学生及びその他の関係者と共同して、当該課題に関する臨床的・実践的・開発的研究を推進することによって、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的とする。

### 上越教育大学保健管理センター規則（抄）

（目的）

**第2条** 保健センターは、上越教育大学における保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生、役員及び職員の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

### 上越教育大学情報メディア教育支援センター規則（抄）

（目的）

**第2条** 情報メディアセンターは、上越教育大学（以下「本学」という。）の情報処理システム及び学内ネットワーク（以下「センターシステム」という。）を整備するとともに情報セキュリティを確保し、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究、管理・運営業務等に資するほか、大学運営に係る情報化を総合的に推進することを目的とする。

### 上越教育大学心理教育相談室規則（抄）

（目的）

**第2条** 相談室は、心理臨床に関わる相談（以下「相談」という。）に対する社会的要請に応じるとともに、上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース（以下「臨床心理学コース」という。）の学生等の心理臨床に関わる相談活動（以下「相談活動」という。）に関する教育訓練を行い、もって心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的とする。

### 上越教育大学特別支援教育実践研究センター規則（抄）

（目的）

**第2条** 特別支援センターは、特別支援教育における実践的な教育及びその研究の推進を図るとともに、特別支援学校の教員の研修を行うことを目的とする。

本学は、「学校教育法に基づき、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成する」ことを目的としており、その達成を図るためにも各センターは、学系及び専攻・コースと密接な連携・協力体制を構築し、学校及び地域と連携しながら、主に臨床的・実践的・開発的研究を推進することにより、優れた初等教育教員の養成と、初等中等諸学校の教員の能力向上を通じた学校教育の改善・充実を図るための実践の場として、それぞれの役割を担ってきた。

また、本学では各センターについて、必要に応じて以下のような見直しを図ってきている。

○学校教育実践研究センター（平成19年度まで学校教育総合研究センター）

・平成19年度には、免P支援コーディネーターをスタッフに加え、教育職員免許取得プログラム適用学生

の教育実習の充実を図った。

- ・平成20年度には、実技教育研究指導センターが担ってきた機能の一部も加え、「教育実習機能・実践研究機能・学校支援及び地域連携機能・教員免許更新講習機能」の4つの機能を持たせた「学校教育実践研究センター」として改組した。

#### ○保健管理センター

- ・平成19年度には、相談窓口として置いていたアドバイザーを廃止し、学内カウンセラー3名と学外カウンセラー2名による精神相談体制とし、不登校や引きこもりなど不適應状態にある学生のサポート体制を強化した。

#### ○情報メディア教育支援センター（平成19年度まで情報基盤センター）

- ・平成20年度には、学校教育総合研究センターが担ってきた機能の一部も加え、「情報関連組織・機能の一元化により、大学運営及び教育・研究・業務に関する情報化の推進と充実」を図るため「情報メディア教育支援センター」として改組した。

#### ○心理教育相談室

- ・平成19年度には、心理教育相談を有料化した。

#### ○特別支援教育実践研究センター

- ・平成19年度には、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（平成17年12月：中央教育審議会答申）」を受け、「特別支援教育」に適切に対応するため「障害児教育実践センター」を「特別支援教育実践研究センター」に名称変更した。

#### ○実技教育研究指導センター（平成19年度で廃止）

- ・実技教育研究指導センターが担ってきた機能は、新たな教育組織である「専攻・コース」又は「他のセンター」へ移行し、平成19年度末に実技教育研究指導センターを廃止した。

#### （分析結果とその根拠理由）

各センターの目的が大学の目的を達成するために必要な役割を担っており、随時、各センターの充実・整備が図られている状況からも、センターの構成は適切なものであるといえる。

## （2）優れた点及び今後の検討課題

### （優れた点）

本学学校教育学部における初等教育教員養成課程の編成（専修・コースの構成）は、初等教育教員を養成する課程として適切であると同時に、本学独自の教育目標の中核が体制として具現された形となっている。この体制は、新しい時代のニーズに迅速かつ着実に対応した「新しい教員養成の在り方」とその具体的な「改善方策」を社会に示すものでもあり、「新構想教育大学」として昭和53年に設置された本学の役割を十分に果たしている。また、平成21年4月の専門職学位課程（教職大学院）の設置と同時に、臨床研究を裾野として、その上に成り立つ教育実践の更なる深化・拡充を推進すべく、専門職学位課程につながるコースとして学校教育専修に「教職デザインコース」を新設している。

教養教育については、下記分析結果の4点が優れた点として挙げられる。

- ① 教養教育と専門教育との系統的・有機的連携が図られている。
- ② 「上教大スタンダード」に基づく体系的な教育課程のなかで教養教育が位置づけられる体制が整った。
- ③ 長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上が図られるようになった。

- ④ 教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会と個々の授業科目の運営に責任を持つ専門部会との関係が明確にされた。

教員の教育組織については、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うとともに、学生に提供する教育サービスの充実を可能とし、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする体制に見直しを図っている。

各センターの目的が大学の目的を達成するために必要な役割を担っており、随時、各センターの充実・整備が図られている。

#### **(今後の検討課題)**

- ・ 平成20年4月に教育研究組織について、教員組織としての「学系」と、教育組織としての「専攻・コース」を置き、当該専攻及びこれと対応する専修・コースの授業科目を担当する教員が学系から出向く体制に移行したが、運営上の問題点などについて検証し、改善していく必要がある。  
また、各センターについても引き続き見直し（内容・名称等の変更・新設・改廃）を図っていく必要がある。
- ・ 教員養成カリキュラム委員会と教務委員会との分担体制が一部まだ明確になっていないところが見られる。今後、各々の委員会の役割分担を明確にしていく必要がある。

## 2 基準2-2：教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

**観点2-2-①：教授会等（教授会，教育研究評議会）が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。**

#### （観点・指標に係る状況）

教育研究評議会は，国立大学法人法第21条の規定に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき，学長，理事1人，副学長，附属図書館長，学系長，専攻長，附属学校長1人，学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織され，原則として月1回開催し，中期計画及び年度計画，教員人事，教育課程の編成に関する方針，学生の修学支援並びに学生の在籍及び学位の授与に関する方針などの教育研究に関する重要事項を審議している【資料6：「教育研究評議会規則第1条～第3条」参照】。平成20年度においては，15回（第62回～第76回）開催した。

教授会は，学校教育法第59条の規定に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき，学長，副学長，教授，准教授，講師，助教及び助手で組織され，原則として月1回開催し，学生の在籍及び学位の授与，教員の選考等などの教育研究に関する重要事項を審議している【資料7：「教授会規則 第1条～第3条」参照】。また，教員選考等については，学長，副学長及び教授で組織する人事教授会で審議している。平成20年度においては，16回（第74回～第89回）開催した。

#### 資料6：教育研究評議会規則 第1条～第3条

##### 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

（趣旨）

**第1条** この規則は，国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第25条第2項の規定に基づき，国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

**第2条** 教育研究評議会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

（組織）

**第3条** 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事1人
- (3) 副学長
- (4) 附属図書館長
- (5) 学系長
- (6) 専攻長
- (7) 学長が指名した附属学校長1人
- (8) 学長が指名した教授若干人
- (9) 学長が指名した事務系職員若干人

#### 資料7：教授会規則 第1条～第3条

##### 上越教育大学教授会規則（抄）

（趣旨）

**第1条** この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第27条第2項の規定に基づき、上越教育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

**第2条** 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 上越教育大学（以下「本学」という。）の学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (2) 教員の選考等に関する事項
- (3) その他本学の教育又は研究に関する重要事項

（組織）

**第3条** 教授会は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 准教授
- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手

#### （分析結果とその根拠理由）

教育研究評議会及び教授会は、関係法令及び本学規則等の規定に則り設置・開催されており、教育研究評議会は教育研究に関する重要事項を審議するため、平成20年度においては15回にわたって開催し、十分な審議時間及び機会を確保するとともに、教育研究評議員を介した審議情報の周知や学内意見のフィードバックに貢献している。

また、教授会は本学の教員の選考並びに教育又は研究に関する事項を審議するため、平成20年度においては16回にわたって開催することで、学長・副学長と全教員が直接意見交換できる場を恒常的に確保している。

以上のことから、教育研究評議会及び教授会は、本学の教育研究に関わる重要な組織として十分な成果を上げている。

**観点2-2-②：教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

**i) 教育課程や教育方法等を検討する組織体制が整備されているか。**

本学では教務委員会が、教育課程の編成と運営を統括してきたが(別添資料2-1-②-5「上越教育大学教務委員会規程」)、平成18年度から長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上が図られるようになった(別添資料2-1-②-6「上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程」、別添資料2-1-②-7「教員養成カリキュラム委員会の所掌事項」参照)。

現在、教育課程の編成については、教育研究評議会が定めた「教育課程の編成方針」及び教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が定めた「教育課程の編成基準」に基づき、毎年、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が「教育課程に関する取扱い」を作成し、全教員の協力体制のもとで実施している(別添資料2-1-②-8「教育課程の編成方針」、別添資料2-1-②-9「教育課程の編成基準」、別添資料2-1-②-10「平成21年度教育課程の編成に関する取扱い」、別添資料2-1-②-11「平成22年度教育課程の編成に関する取扱い」参照)。なお、平成18年度には学際的な分野の開設授業科目に関する「教育課程の責任体制」が明確にされ、各運営部会が設置された(別添資料2-1-②-12「平成18年度教務委員会に係る開設授業科目の責任体制」参照)。また平成20年度にはすべての授業科目に対し、授業担当教員の配置及び授業運営等を、責任をもって行う構成組織が定められ、責任体制の強化および授業内容の水準の維持・向上が図られた(別添資料2-1-②-9「教育課程の編成基準」参照)。

各組織の構成は次のとおりである。教育研究評議会は、①学長、②学長が指名した理事1人、③学長が指名した副学長2人、④附属図書館長、⑤学系長、⑥専攻長、⑦学長が指名した附属学校長1人、⑧学長が指名した教授若干人、⑨学長が指名した事務系職員若干人をもって組織するものである。(別添資料2-2-②-1「国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則」参照)

教員養成カリキュラム委員会は、平成18年3月に設置され、①学長が指名した副学長、②学長が指名した教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)若干人、③その他学長が指名した者若干人をもって組織するものである。(別添資料2-1-②-6「上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程」参照)

教務委員会は、①学長が指名した副学長、②次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)5人。ただし、5人のうち2人は、教授をもって充てる。ア 学校臨床研究コース2人 イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各1人、③次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人。ただし、11人のうち3人は教授をもって充てる。ア 言語系コース、自然系コース及び芸術系コース各2人 イ 社会系コース1人 ウ 生活・健康系コース4人、④教育実践高度化専攻から選出された教授又

は准教授1人、⑤学務部長、⑥教育支援課長、⑦その他学長が指名した者若干人、をもって組織するものである。(別添資料2-1-②-5「上越教育大学教務委員会規程」参照)

**ii) 教育課程や教育方法等を検討する組織体制が、機能しているか。**

現在、教育課程の方針は毎年見直しが行われ、その方針に基づき、教育課程の基準及びその取扱いについては教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が審議し、運営している(別添資料2-1-②-8「教育課程の編成方針」、別添資料2-1-②-10「平成21年度教育課程に関する取扱い」参照)。

教員養成カリキュラム委員会は、教育課程の体系的・計画的な編成や質的水準の向上に関する事項について審議している。平成18年度は10回、19年度は9回、20年度は7回、21年度は1回(6月末現在)開催した。主な審議事項は次のとおりである。①「教職実践演習」の導入に向けての対応(必修化)、②教職大学院設置に伴う大学院修士課程及び学部の見直しによる教育課程の改革(学部においては「人権・同和教育」と「特別支援教育に関する科目」の必修化、「表現に関する科目」と「情報に関する科目」の精選、大学院においては共通科目に関する領域の新設と科目の新設)、③教育課程の編成方針及び編成基準の整備、④単位の実質化に向けた取組(GPAの導入、CAP制についての検討)、等。なお本委員会では、年度毎に審議事項を集中的に審議する専門部会を設置し、審議の効率化・機能化を図っている。

教務委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項を審議するため、毎月1回以上開催されている。平成17年度は16回、平成18年度は17回、19年度は19回、20年度は15回、21年度は3回(6月末)開催した。主な審議事項は次のとおりである。①学籍異動、②科目等履修生、研究生の受入れ等、③開設授業科目・授業時間割、④学年暦、⑤修了・卒業判定、⑥非常勤講師採用の取扱い及び非常勤講師担当授業科目、⑦教員養成実地指導講師採用計画、⑧ティーチング・アシスタントの選考、⑨放送大学及び長岡技術科学大学との単位互換協定に係る履修科目、⑩教務に係る学内規則等の制定、⑪教務に係る中期目標・中期計画・年度計画及び自己点検・評価、⑫ティーチング・サポーターの取扱い、⑬長期履修学生及び教育職員免許取得プログラム選抜方法等、⑭教育職員免許取得プログラム受講生の対応(平成18年度に教育職員免許取得プログラム支援室を設置)、⑮学部1年次生の専修・コース分け、⑯学部1年次生及び3年次生の進級判定、⑰保育士資格取得希望判定、⑱指定保育士養成施設の学則変更申請、⑲学部再試験制度の改正、⑳卒業研究の在り方、㉑大学及び大学院設置基準の改正に伴う対応(教育研究上の目的の明確化、教育課程の編成方針及び編成基準の整備、成績評価基準等の明示(シラバスの改善を含む)、教育内容の改善のための組織的な研修等(FD)、修士課程の修了要件の見直し)、㉒学部・大学院における柔軟な教育研究指導体制の整備(転専修(専攻)・コースの整備)、㉓教育課程の編成方針及び編成基準の整備、㉔単位の実質化に向けた取組(GPAの導入、CAP制について検討)、等。なお本委員会においても、各種専門部会を設置し、審議・運営の効率化・機能化を図っている。

**(分析結果とその根拠理由)**

教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会は、「教育課程の編成方針」に基づき教育課程の編成や教育方法等を審議・運営している。それぞれの委員会は、教育課程や教育方法等を検討する組織の目的に応じて適切に機能している。また上記のとおり、必要な回数会議が開催され、新しい教育課題に対応するための実質的な組織となっている。

この背景としては、長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上が図られるようになったこと、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会及び個々の授業科目の運営に責任を持つ専門部会との関係が一定程度明確にされたこと、「教育課程の編成方針」「教育課程の編成基準」「教育課程の取扱い」が毎年見直されているこ

と等が挙げられる。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### (優れた点)

長期的な展望に立った教育課程の検討を専門的に担当する教員養成カリキュラム委員会が設置され、教育課程の質的水準のより一層の向上が図られるようになったこと、「教育課程の編成方針」「教育課程の編成基準」「教育課程の取扱い」が毎年見直されていること、新しい教育課題に対処するために必要な回数の会議が開催されていること等が挙げられる。

### (今後の検討課題)

教員養成カリキュラム委員会と教務委員会との分担体制が一部まだ明確になっていないところが見られる。今後、各々の委員会の役割分担を明確にしていく必要がある。

## Ⅲ 基準2の自己評価の概要

大学の目的及び目標を実現するために、学校教育学部における課程は、初等教育全般にわたり総合的な理解を深化させ、初等教育教員としての資質・能力の向上を図るとともに、特定の専門分野を深めることができる構成となっている。大学院の専攻・コース等の組織構成は、専門領域での高度な研究能力と同時に生徒指導力と教科指導力を総合した実践的指導力を育成し、教育に携わる者が初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進する能力を高めることができる構成になっている。また本学では、学部・大学院の教育研究の支援や学生・職員の健康の保持をサポートするために5つのセンター等を設置している。

教育活動を展開するために本学では、関係法令及び本学規則に則り教育研究評議会及び教授会を設置して教育研究に関する重要事項を審議し、十分な成果を上げている。教育研究評議会は、教員及び事務系職員が一体となって大学運営にあたるという観点から、役員、教員及び事務系職員で構成している。また、教授会では大学全体の教育研究の活性化と情報の共有化等を考慮し、全大学教員で構成している。

教育課程や教育方法等を検討する組織として教務委員会と教員養成カリキュラム委員会が設置されている。教務委員会は教育課程の編成や内容全般にわたる具体的な事項について検討し、教員養成カリキュラム委員会は長期的な視点から教育課程の体系的・計画的な編成や質的水準の向上について検討し、体制を強化している。